事　業　者　様

沼津労働基準協会

令和７年度

産業用ロボットの教示等の業務特別教育（学科）の開催について

産業用ロボットの教示の業務に労働者をつかせるときは、その全員に労働安全衛生法第５９条第３項の規定によって、事業者は法令で定められた特別教育を行わなければならないことになっております。

この度当協会では、下記により特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の従事予定者を積極的に受講させて頂きますようご案内いたします。

記

１　講習日時及び会場

７年６月２０日（金）

（会　場）「沼津労政会館」　　沼津市高島本町１－３

※会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いします。（ＪＲ沼津駅から徒歩１５分）

（時　間）① 午前９時１０分から午後６時までの予定で実施します。

② 昼食休憩は、５０分と短いのでご留意下さい。

③ 開始の１０分前までにお集まり下さい。

２　講習会費〈学科課程〉（テキスト代・消費税を含む）

受講者１名について

当協会会員事業場　１３,２００円（内消費税１,２００円）

非会員事業場　　１４,３００円（内消費税１,３００円）

３　受講申込方法

（１） 別添の申込書に必要事項を記入され、受講料を添えて当協会にお申込下さい。
受講票をお渡しします。
定員（５０名）に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。

※ファックスで申し込まれる場合　Fax ０５５－９３３－４９９０

（２） テキストは、開催当日会場でお渡しします。

（３） 講義は、日本語のテキストに沿って行いますので、これに対応できる方を対象に受付を行っています。

（４） 一旦納入されました受講料は、講習日の７日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の７日前までに連絡して下さい。

４　修了証の交付

講習修了者には、「特別教育修了証」〈学科課程〉を当日交付します。

５　持参するもの

開催当日は、受講票及び筆記用具を持参して下さい。

なお、本人確認の為、自動車運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の何れかを持参して、席のナンバープレートの側に置いて下さい。

６　実技教育

操作の方法１時間以上、教示等作業の方法２時間以上の実技教育を行うこととなっていますが、これはロボットのメーカー又はディーラーと相談し各事業場で実施して下さい。

７　昼食弁当の受付について

沼津労政会館では、会場の１階の事務所に於いて、昼食弁当の受付けを行っております。希望者は、講習会開始前にお申込下さい。

８　沼津労政会館は、令和３年１月から敷地内全面禁煙となりましたので、ご承知下さい。

産業用ロボット教示等業務特別教育　受講申込書

受講希望日	年　月　日

フ　リ　ガ　ナ 受講者氏名	生年月日	現　　住　　所	会員・非会員の別
	昭和・平成		会 ・ 非
	昭和・平成		会 ・ 非
	昭和・平成		会 ・ 非

注（１）この申込書を基に修了証を作成しますので、氏名・生年月日は正確に記載して下さい。
（２）会員には、沼津協会員のほか、県内他地区協会員を含みます。

令和　　年　　月　　日

〒　　－
所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL　　FAX

沼津労働基準協会　　御中

※　個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。　月　　日　支払予定（振込・持参）

受講料は、講習日の２週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。
恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

静岡銀行沼津支店　普通預金　口座番号　０８６６０５９
受取人　　沼津労働基準協会

※請求書発行の希望について　希　望　　有　・　無